

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ピックカメラ			コード	3048			
提出日	2026/1/16	異動（予定）日	2026/2/1					
独立役員届出書の提出理由	中村勝氏の役員属性更新に伴い、新たに独立役員として指定するため。							
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	利光 剛	社外取締役	○													○		有
2	徳田 潔	社外取締役	○													△		有
3	中村 勝	社外取締役	○							△							指定	有
4	小笠原 優明	社外取締役	○													○		有
5	岸本 裕紀子	社外取締役	○													○		有
6	砂山 晃一	社外取締役	○							△						△		有
7	南 繁芳	社外取締役	○													△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		経営者として、また弁護士として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただき、客観的・中立的な立場からガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
2	過去に、当社の主要株主である㈱テレビ東京の業務執行者であります。（2016年6月～2019年6月）。 既に本人は同社を退いておりますので、同社が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をいただいている、また、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も客観的・中立的な立場から助言や提言をいただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
3	過去に、当社の主要な取引先（借入先）である㈱三井住友銀行の業務執行者であります。 既に本人は同行を退いておりますので、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	金融機関における豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社経営に対する的確な助言をいただいているとともに、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も客観的・中立的な立場から助言や提言をいただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
4		総務省において主に情報通信行政に従事し、総務事務次官を務めるなど、長年にわたり要職を歴任してこられ、また、過去及び現在において複数の上場企業の社外取締役としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
5		長年にわたり、作家として、また学識経験者として貴重な経験と幅広い見識を有しております。その見識等を独立した立場からの当社経営に対する的確な助言等監査体制の強化に十分に発揮していただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
6	過去に、当社の主要な取引先（借入先）である㈱みずほ銀行の業務執行者であります。 既に本人は同行を退いておりますので、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	金融機関等で培った豊富な経験・実績・見識を有しておられます。その経験等を独立した立場からの当社経営に対する的確な助言等監査体制の強化に十分に発揮していただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。
7	過去に、当社の取引先（借入先）である㈱群馬銀行の業務執行者であります。 既に本人は同行を退いておりますので、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。	金融機関等で培った豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その経験と知見を活かし、当社の監査体制を強化することができるとともに、幅広い視点からの客観的・中立的な助言や提言をしていただけるものと判断しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定いたします。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。